

公的医療機関が地域において担う役割等について

1 地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方（国方針）

- 「まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心
的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的
な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化
を図ること」とされています。（H29.8.4 都道府県知事あて 医政局長通知）
- まず役割の明確化を図るべきとされた病院のうち、公立病院については、総務省が
平成28年度までの策定を求めている「新公立病院改革プラン」を、その他の病院に
ついては、新たに策定が求められた「公的医療機関等2025プラン」をもとに、
調整会議で具体的な議論を行うこととされました。

対象となる病院	策定するプラン
公立病院（病院事業によるもの）	新公立病院改革プラン
公立病院（病院事業によらないもの）	公的医療機関等2025プラン
日本赤十字社の開設する病院	
（社福）恩賜財団済生会の開設する病院	
（独）地域医療機能推進機構の開設する病院	
（独）国立病院機構の開設する病院	
（独）労働者健康安全機構の開設する病院	
特定機能病院	
地域医療支援病院	

2 千葉県における対応

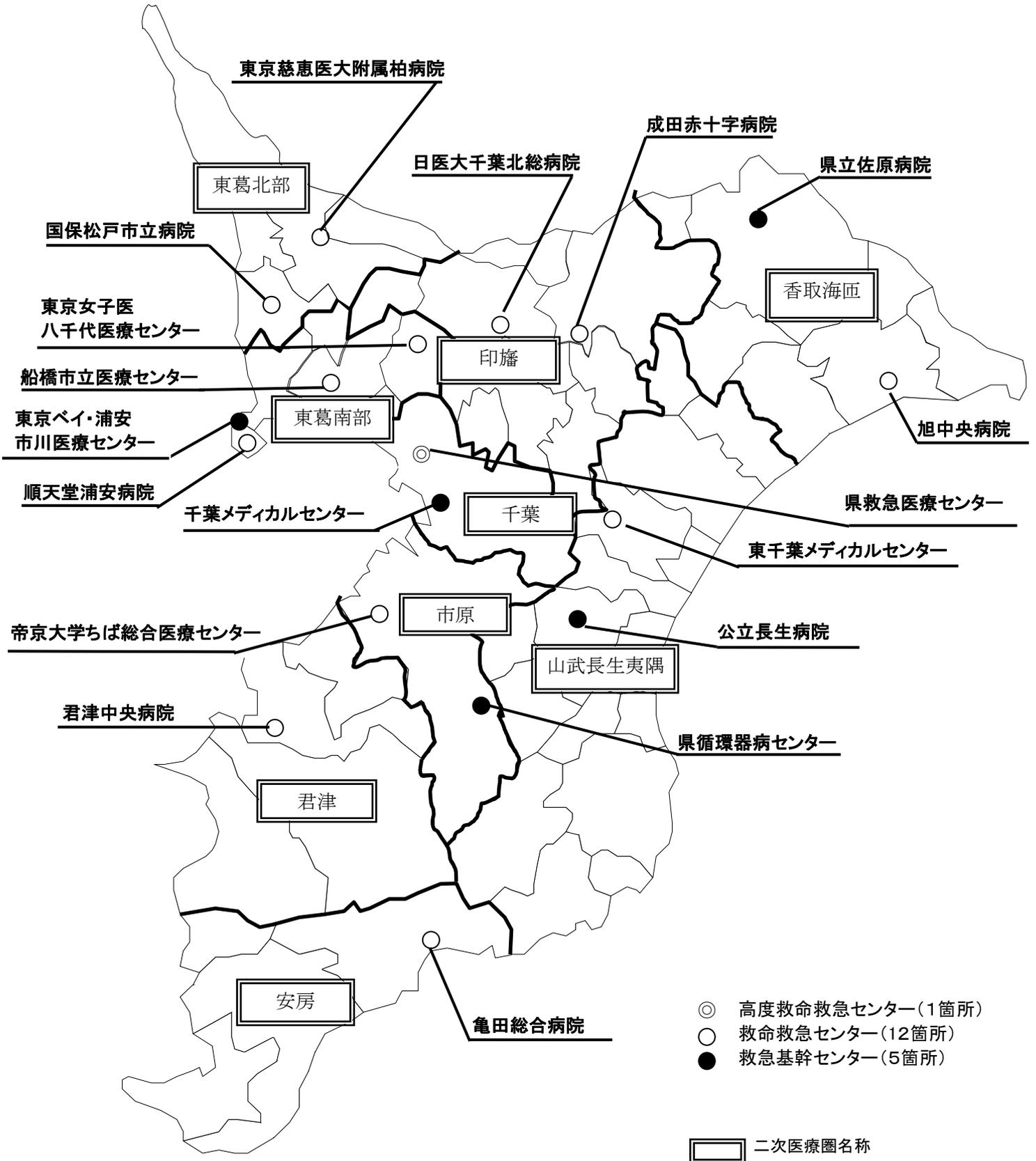
上記病院の開設者に、プランの策定とその概要資料の提出を依頼しました。

なお、上記に該当しない病院のうち、救急医療、小児医療及び周産期医療の分野で
重要な役割を果たしている次の医療機関に対しても、地域において担うべき役割等
に対する認識を示した資料の作成を依頼しました。

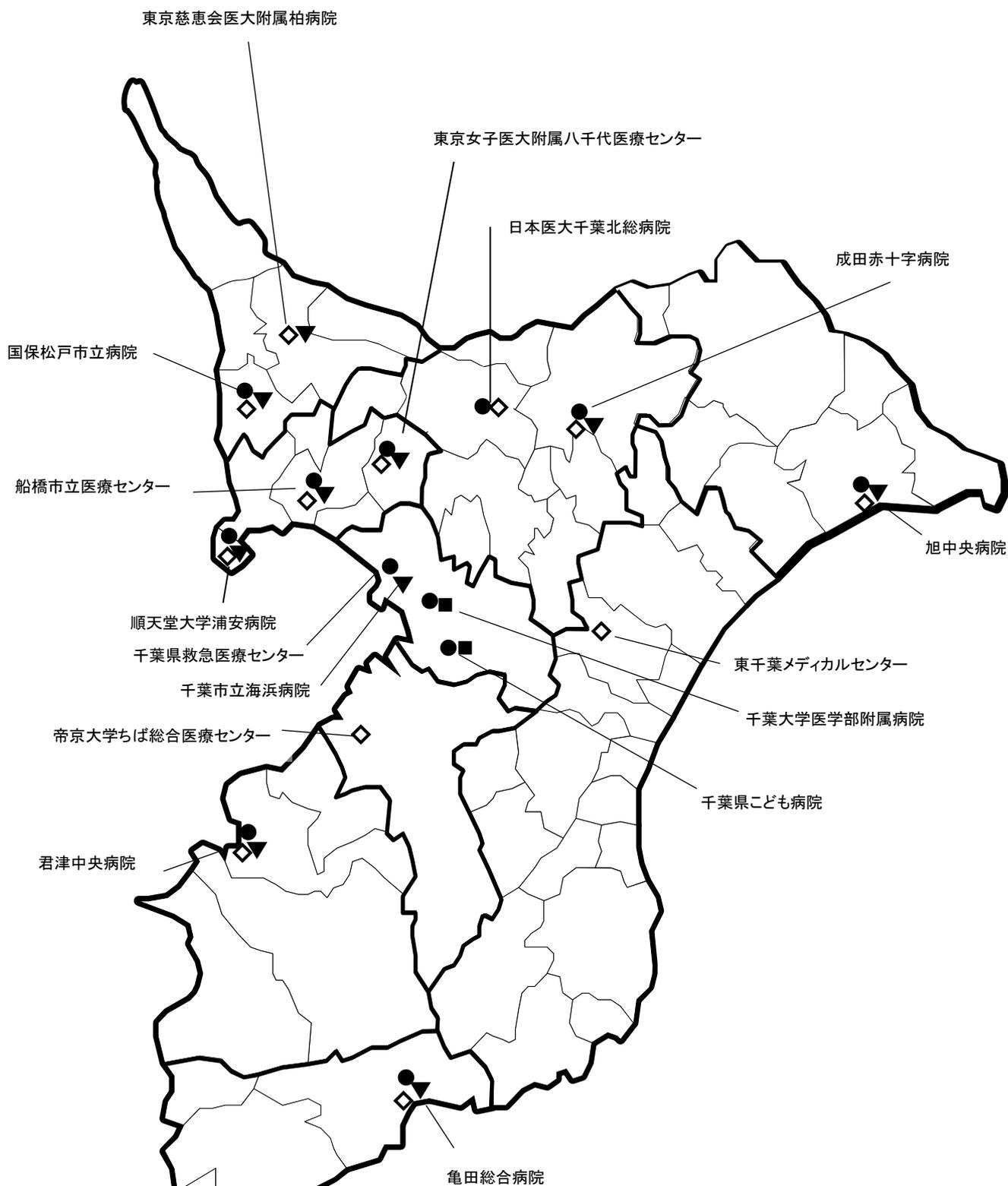
救急医療関係	救命救急センター又は救急基幹センターを有する病院
小児医療関係	現行の保健医療計画において全県（複数圏域）対応型小児医療連 携拠点病院に位置付けられている病院
周産期医療関係	周産期母子医療センターを有する病院

また、施設の新設や建替等の予定のある場合には、その概要のわかる資料の提出を
併せて依頼しました。

千葉県内の救命救急センター及び救急基幹センター



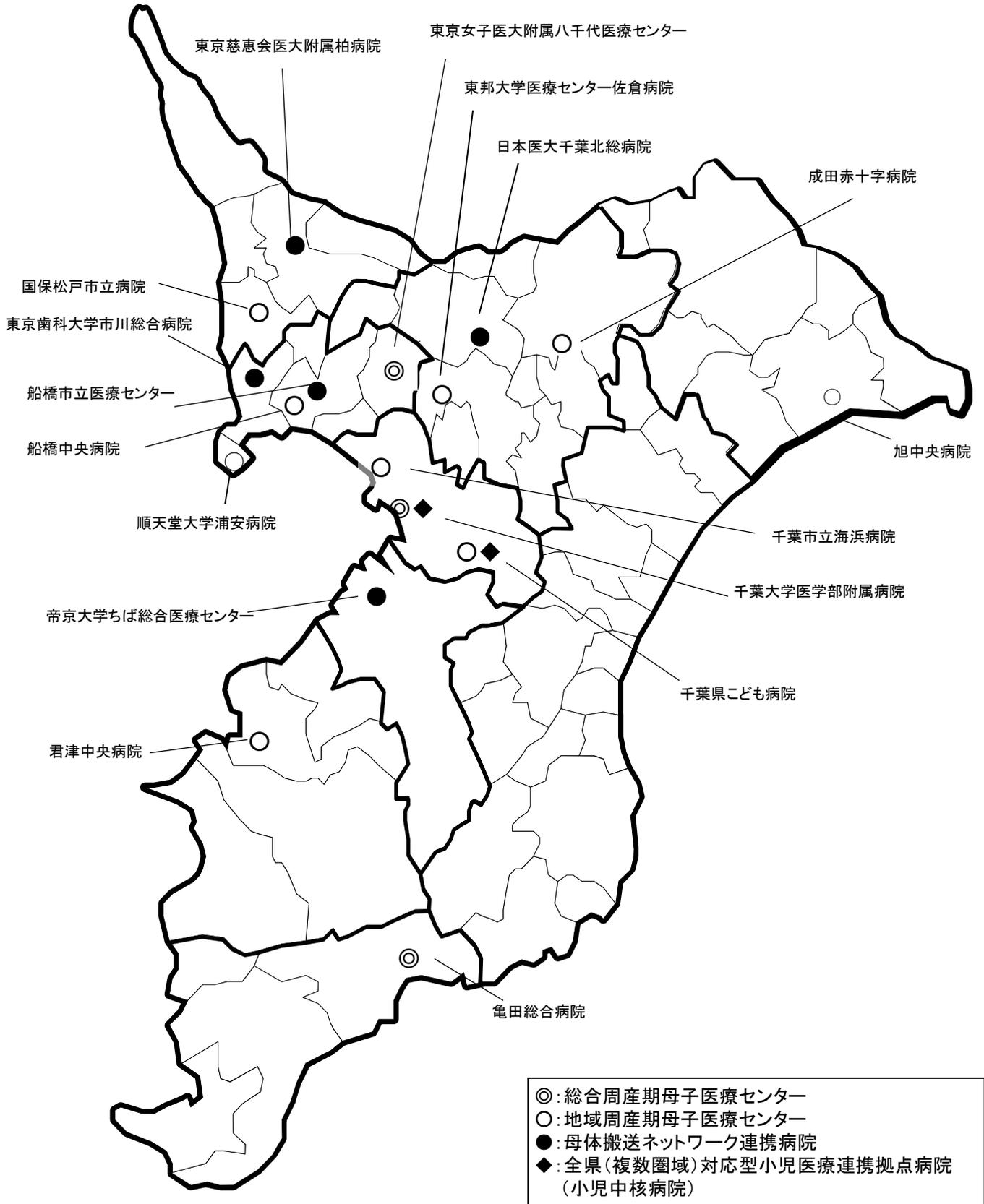
千葉県内の小児医療体制



- : 全県(複数県域)対応型小児医療連携拠点病院(小児中核病院)
- ◇: 救命救急センター(千葉県救急医療センターを除く)
- : 小児救命集中治療ネットワーク連携病院
- ▼: 地域小児科センター

千葉県内の周産期母子医療センター及び母体搬送ネットワーク連携病院

(H29. 4. 1 現在)



公的医療機関が地域において担う役割等について

施設名	国保直営総合病院 君津中央病院	国保直営病院君津中央病院 大佐和分院												
プランの区分	新公立病院改革プラン	新公立病院改革プラン												
許可病床数 (床)	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計		
	開設許可	637			18	6	661	開設許可	36				36	
	使用許可	637			18	6	661	使用許可	36				36	
H29病床機能 報告の報告 内容(床)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計		
	H29.7.1時点	492	125	20		637	H29.7.1時点	36				36		
	6年後	492	125	20		637	6年後	36				36		
診療科※ ●:入院対応 ○:外来のみ	内	心内	精	神	神内	呼	消	胃	循	ア	リウ	小	外	整
	形	美	脳	呼外	心	小外	皮泌	皮	泌	性	肛	産婦	産	婦
	眼	耳	気	リハ	放	歯	矯歯	小歯	歯口	麻	その他	(欄外)		
血液・腫瘍内科●、腎臓内科●、消化器外科●、乳腺外科●、病理診断科○														
救急医療	救命救急センター(3次)						2次救急医療機関							
小児医療 ○:対応している	外来診療(平日・日中) ○						外来診療(休日・夜間)*当番制等含む ○							
	小児二次救急 ○						小児三次救急 ○							
周産期医療	分娩(取り扱っている場合:○) ○						NICUの病床数 9							
	MFICUの病床数 0						GCUの病床数 32							
地域において 担うべき役割	<p>(1)地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 第4次計画の「I 計画の基本的な考え方」の「君津中央病院企業団の使命と役割」で掲げた本院及び分院の役割を準用し、以下のとおりとします。 本院については、君津保健医療圏において、がん、急性心筋梗塞及び脳卒中等の高度医療並びに周産期医療、三次救急医療、小児救急医療及び災害時医療等の採算性の確保が困難であり、民間医療機関による提供が困難な医療を担います。 また、近隣医師会との連携を図りながら量的に不足している医療を提供し、地域の医療水準の維持・向上に努め、基幹・中核病院としての役割を果たします。</p> <p>(2)地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 本院については、地域医療支援病院として、地域の医療機関からの紹介患者を受入れる体制を充実させるとともに、急性期を脱した患者を回復期・療養期病院等に逆紹介する体制を強化するなど、地域における早期での在宅復帰及び社会復帰に向けた医療提供体制構築の一翼を担います。</p>						<p>(1)地域医療構想を踏まえた果たすべき役割 第4次計画の「I 計画の基本的な考え方」の「君津中央病院企業団の使命と役割」で掲げた本院及び分院の役割を準用し、以下のとおりとします。 分院については、地域の救急体制のなかで、不足している二次救急医療を提供し、地域に必要とされる医療機関としての機能を果たします。</p> <p>(2)地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 分院については、君津保健医療圏南部の二次救急を担う拠点病院としての医療を提供します。</p>							
再編・ネットワーク化の取組や今後見直すべき点等	君津保健医療圏での地域医療構想調整会議等の検討内容や結果を踏まえて、今後改めて本・分院間のそれぞれの役割分担、連携体制及びこれらに係る病床数等の検討を行います。						君津保健医療圏での地域医療構想調整会議等の検討内容や結果を踏まえて、今後改めて本・分院間のそれぞれの役割分担、連携体制及びこれらに係る病床数等の検討を行います。							

※ 診療科名の表記について 凡例 略号:診療科名

内:内科、心内:心療内科、精:精神科、神:神経科(*), 神内:神経内科、呼:呼吸器科(*), 消:消化器科(*), 胃:胃腸科(*), 循:循環器科(*), ア:アレルギー科、リウ:リウマチ科、小:小児科、外:外科、整:整形外科、形:形成外科、美:美容外科、脳:脳神経外科、呼外:呼吸器外科、心:心臓血管外科、小外:小児外科、皮泌:皮膚泌尿器科(*), 皮:皮膚科、泌:泌尿器科、性:性病科(*), 肛:こう門科(*), 産婦:産婦人科、産:産科、婦:婦人科、眼:眼科、耳:耳鼻いんこう科、気:気管食道科(*), リハ:リハビリテーション科、放:放射線科、歯:歯科、矯歯:矯正歯科、小歯:小児歯科、歯口:歯科口腔外科、麻:麻酔科
(*平成20年4月以降標榜できない診療科目であるが経過措置により従前の診療科目を標榜している場合)